

## 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会部会運営規程

(設置)

第1条 この規程は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱(以下、「要綱」という。)第9条の規定に基づき、要綱第6条に規定する部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 部会の名称は、「医療部会」とする。

(組織)

第3条 医療部会は、協議会の構成員10人以内で組織し、次のとおりとする。

- (1) 拠点病院 1名
- (2) 医療関係 7名
- (3) その他 1名
- (4) 患者団体 1名

(座長代理)

第3条の2 部会座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、要綱第4条第4項の規定を準用する。

なお、座長代理は、医療部会出席者の中から疾病対策課長が指名する。

(所掌事務)

第4条 所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アレルギー疾患医療に係る均てん化の推進に関すること。
- (2) 準拠点医療機関の指定要件及び選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部会座長が特に必要と認めたこと。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、医療部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月23日から施行する。